



# 大津市公報

令和2年11月30日  
号外(第69号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 条 例

- 59 大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 1
- 60 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例..... 1
- 61 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 2

## 条 例

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

大津市長 佐藤 健 司

### 大津市条例第59号

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

**第2条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

**第3条** 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

**第4条** 大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(大津市長及び副市長の給与に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「100分の130」を「100分の125」に改める。

大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第2項

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第3条第2項

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)第4条第1項

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第2項

3 次に掲げる条例の規定中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

大津市長及び副市長の給与に関する条例第3条第2項

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条第1項

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例第3条第2項

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

大津市長 佐藤 健 司

**大津市条例第60号**

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

第5条に次の4項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

6 箇月 100分の100

5 箇月以上6 箇月未満 100分の80

3 箇月以上5 箇月未満 100分の60

3 箇月未満 100分の30

5 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 第4項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

7 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の不支給及び支給の一時差止めについては、一般職の職員(大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の例による。

第10条第1号中「(給与条例の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)」を削る。

第18条第1項中「給与条例第20条(第3項及び第5項を除く。)から第20条の3まで」を「第5条」に、「給与条例第20条第4項」を「同条第5項」に改め、「及び扶養手当」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

附則第2項中「及び第18条第3項」を「(第18条において準用する場合を含む。)」に、「これらの規定」を「同項」に改める。

**第2条** 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年11月30日

大津市長 佐 藤 健 司

**大津市条例第61号**

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

**第2条** 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。